平成30年度答申第2号平成30年12月7日

印西市長 板 倉 正 直 様

印西市情報公開·個人情報保護審查会 会 長 伊藤 義文

印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用について (答申)

平成30年10月17日付け印西市推第826号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

印西市青色防犯パトロール車ドライブレコーダーの設置及び運用に係る個人情報の収集並びにその目的外の利用又は提供については、相当の理由があると判断する。

ただし、制定予定の管理運用要綱の内容を再検討し、印西市情報公開条例 (以下「情報公開条例」という。)及び印西市個人情報保護条例(以下 「個人情報保護条例」という。)との整合性を確保するとともに、収集し た個人情報の保管、廃棄等について適切な措置を講じることとし、その旨 の規定を設けることを求める。

2 諮問する根拠

実施機関は、個人情報保護条例第8条第3項の規定により、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならない。また、実施機関は、個人情報保護条例第9条第1項の規定により、原則として個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、

又は当該実施機関以外のものに提供してはならないとされているが、これらの規定に関する例外として、個人情報保護条例第8条第3項第9号に「事務又は事業の適正かつ公正な遂行を困難にするおそれがあると認められるとき」及び個人情報保護条例第9条第1項第9号に「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」があり、本件について、これらの例外規定に該当するか否かを確認するため、審査会に諮問されたものである。

3 実施機関の説明

- (1) 事件事故の早期解決及び第二、第三の犯罪被害を防止し市民が安全で安心できる、犯罪が発生しにくい環境の整備を目的とし、市が所有する青色回転灯を装着した防犯パトロール車にドライブレコーダーを設置する予定である。
- (2) ドライブレコーダーにより撮影された映像は、相当程度鮮明であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、個人情報に該当するものと考える。
- (3) 個人情報については、本人から収集することが原則であるところ、ドライブレコーダーによる撮影は、青色防犯パトロール車前方の状況を自動的に録画するものであり、その性質上、本人が関与することなく個人情報を収集することになるため、本人から収集しているともいえないので、審査会に意見を求める必要があると考える。
- (4) 青色防犯パトロール車にドライブレコーダーを設置することの目的を広報紙や市ホームページなどの広報媒体を活用して広く周知するとともに、ドライブレコーダーを設置する車両については、ドライブレコーダーによる撮影を行っている旨の表示をする。
- (5) ドライブレコーダーにより撮影された映像の利用ができないことになると、犯罪抑止力の強化の期待が薄れてしまうと考える。
- (6) ドライブレコーダーにより撮影された映像は、偶発的に犯罪や事故の現場に遭遇した際に、映像を捜査機関に提供して犯罪の早期解決や交通事故の責任所在の明確化に役立てようとするもので、高い公益性があるものと判断している。

4 審査会の判断理由

(1) 個人情報の収集について

ドライブレコーダーにより撮影された映像には、その性質上、本人の意思に関係なく不特定多数の者の個人情報が含まれることになり、当該本人

から撮影に関する同意を得ることは現実的に不可能である。

このような状況において個人情報を収集することについては、パトロール中の青色防犯パトロール車から防犯対策を目的にドライブレコーダーにより撮影することを広報紙等により周知するほか、ドライブレコーダーによる撮影をしている旨を示した上で走行することで一定の配慮をしている。 当審査会としては、実施機関のドライブレコーダーによる映像の収集が、

当番食会としては、実施機関のドライブレコーターによる映像の収集が、個人情報保護条例第8条第3項にいう「本人から収集しなければならない」との規定に該当しないとしても、同項第9号にいう「本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるとき」に該当するものと判断する。

(2) 個人情報の目的外の利用又は提供について

青色防犯パトロール車によるパトロールは、犯罪の発生抑止及び市民防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりの推進を目的としている。 そこで犯罪や事故の現場に遭遇したときの情報を特定の者に提供することやドライブレコーダーによる撮影をしている旨の表示をしながら定期的な巡回をすることは、当該目的を達成するための有効な手段となり得るものと考えられことから、公益上の必要性が認められる。

(3) 管理運用要綱に関する留意事項

本件諮問に係るドライブレコーダーによる映像の収集、保管、利用及び提供ないし開示について、実施機関は管理運用要綱を定める予定としている。管理運用要綱の案は、収集した映像の保管方法及び保管期間並びに映像を上書きして保存できなくなった媒体(マイクロSDカード)の廃棄方法について明確な規定がない。また、管理運用要綱の案は、第三者提供及び開示について情報公開条例及び個人情報保護条例とは別異の規定を設けており、両者の要件、手続の関係が必ずしも明らかでない。

当審査会は、収集した映像について、漏えいや不正流用の内容、適切な保管方法、保管期間並びに使用できなくなった記録媒体及び保管期間を経過して残存する映像の廃棄方法を検討するとともに、それらの措置について管理運営要綱上に規定すること、及び管理運営要綱上に保有する映像の第三者提供及び開示に関する規定を設けるときは、情報公開条例及び個人情報保護条例と矛盾・抵触が生じることのないよう適切な内容とすることを求めるものである。

(4) 以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申に関与した委員 伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄